

有効期間 5 年（令和 12 年 12 月 31 日まで）

令和 7 年 3 月 11 日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
(人身安全対策課)

人身安全関連事案への適切な対処について（通達）

人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、認知した段階では、被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高い。よって、認知の段階から事案の終結に至るまで継続的に、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ、被害者等の安全の確保を最優先に最も効果的な手法を執ることが必要である。

人身安全関連事案については、「人身安全関連事案への適切な対処について」（令和 6 年 8 月 29 日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）により、警察本部に人身安全関連事案プロジェクトチーム（以下「人身安全 P T」という。）を設置し対応しているところであるが、組織体制整備が実施され、次のとおり令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしたので、その適切な運用に努められたい。

なお、旧通達は本通達の施行に伴い廃止する。

1 人身安全 P T の体制及び対象事案等

(1) 人身安全 P T の体制

人身安全関連事案の危険性・切迫性について正確に評価し、関係部門が連携して対処するため、その体制は別添「広島県警察人身安全関連事案プロジェクトチーム体制表」のとおりとし、要員の詳細については別途定める。

(2) 人身安全 P T の対象事案等

対象事案等については、別添「対象事案等」のとおりとする。

(3) 人身安全 P T の任務

人身安全 P T は、人身安全関連事案について、関係警察署と緊密に連携し、危険性・切迫性を評価し、これに基づき行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等の対処について警察署への指導・助言・支援を一元的に行うことを任務とする。

また、必要に応じて警察署に事件検挙や保護対策等の支援を行う要員（以下「現場支援要員」という。）を派遣するものとする。

なお、人身安全PTは、被害者の保護等の事案対処について、積極的、機動的に関与し、人身の安全を確保するものであるが、同事案についての警察署長の指揮・責任を変更するものではない。

2 警察署における体制

- (1) 警察署においては、刑事官（刑事官が配置されていない警察署にあつては副署長または次長）を人身安全関連事案への対処を統括する対処統括責任者とする。

対処統括責任者は、警察署長の指揮を受け、対処要員を統率し、事案対処に当たるものとする。

なお、当直体制においては、当直主任を同責任者とする。

- (2) 警察署における事案対処要員について、警察署長は生活安全部門と刑事部門からあらかじめ示達により指定しておくこと。

3 人身安全関連事案への対処

- (1) 人身安全関連事案に係る基本的考え方

人身安全関連事案は、警察が認知した時点においては、暴行、脅迫等外形上は比較的軽微な罪状しか認められない場合であっても、人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事案であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことに加えて、加害者と被害者等の関係が継続的であるものも含まれており、加害者が被害者等に対して危害意識を有している場合、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶことがある。

したがって、人身安全関連事案への対処に当たっては、加害者に対する口頭指導や警告等の措置が犯行を阻止するのに十分な有効性を持たない場合もあることから、こうした措置を優先する考え方を排除し、例えば、被害者に対する脅迫文言やストーカー行為等を捉えて速やかに検挙するなど、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙等による加害行為の阻止を図ること。

また、被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、過去の事例から被害者のみならず親族等にまで生命の危険が及び得ることを十分に説明した上で、被害者等に被害の届出の働き掛け及び説得を行い、説得等にもかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、客観的証拠があり、逮捕の必要性が認められる場合には、加害者の逮捕をはじめとした強制捜査を行うことを積極的に検討すること。

併せて、被害者等に対しては、危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、安全な場所へ速やかに避難させること又は加害者との関係性を完全に絶たせること等を最優先に検討し、身の警戒等の執り得る措置を確実にを行うことにより、被害者等の保護を徹底すること。

(2) 事案認知時の対応

ア 人身安全関連事案を認知した警察署員は、認知した段階で遅滞なく警察署長に全て即報し、並行して、人身安全PTに即報（執務時間外に認知した「非定型事案」は、人身安全対策課初動対策係から各事件主管課に連絡することから同係に即報）した上、相談として記録化すること。

また、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が高まる可能性がある事象（以下「危険事象」という。）を新たに認知した場合についても、同様に即報すること。

イ 報告を受けた警察署長は、事案の認定及び危険性・切迫性を判断し、被害者の保護、避難について必要な対処を行うとともに、並行して、人身安全PTから指導・助言を受けつつ、対処方針及び署対処体制を決定すること。

報告を受けた人身安全PTは、警察署に対し継続して指導・助言を行うとともに、事案の危険性・切迫性に応じて現場支援要員の派遣やその他の応援派遣等の必要な支援を行うこと。併せて、事案の関係場所が複数の都道府県にわたる場合においては、関係都道府県警察と確実に情報を共有し、迅速かつ的確に対処すること。

ウ 上記ア、イにより、人身安全PTに即報した場合でも、事件情報の報告は、「捜査関係情報の報告について」（令和4年2月15日付け例規通達）に基づき行うこと。

(3) 被害者の保護等

各事案において被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、警察署長は、直ちに即応態勢を確立し、人身安全PTは、必要に応じて現場支援要員等を警察署に派遣するとともに、対処についての指導・助言・支援を行うこと。

また、この場合には、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させることとし、やむを得ない事情があり避難させられない場合には、被害者等周辺の警戒等の措置を確実に行うこと。

なお、危険性・切迫性が極めて高いとは認められない場合であっても、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が否定できないとき、又は危険性・切迫性を評価することが困難であるときは、危険性・切迫性が高いものとみなして、同様に対処すること。

このため、平素から管内の地方自治体等と連携できる体制としておくこと。

(4) 加害者への措置

人身安全関連事案の加害者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

(5) 生活安全部門と刑事部門の連携

人身安全関連事案に係る相談等への対応に当たっては、被害者等に危害が加え

られる危険性・切迫性を正確に評価し、事件化のための擬律判断を的確に行う必要があるため、生活安全部門と刑事部門の担当者が積極的な共同聴取を行うこと。

(6) 事案の継続的な管理と事態の掌握

人身安全関連事案は、事案認知から終結に至るまで長期化するものが多く、被害者等の保護等においても継続的な対応を要するものであることから、警察署長は人身安全PTと緊密に連携し、当該事案の継続的な管理を徹底すること。

また、複数にわたる相談等がある事案については、個々の相談等には危険性・切迫性が認められなくても、事案の全体像を俯瞰的に捉えなければ危険性・切迫性を正しく評価できないこと、また、個々の相談等への対応が一見適切であっても、結果的に重大事件に発展する場合があることから、単に被害者等に対する防犯指導や加害者に対する口頭指導を繰り返すなど漫然と従前の対応を踏襲したり、加害者に口頭指導を実施したこと、被害者等が県外や警察署の管轄外に転居したこと等をもって安易に終結したりすることのないよう、関連のある複数の相談等を集約し、事態の全体像を掌握した上で危険性・切迫性を評価し、適切に対応すること。

なお、継続的に管理している事案において、長期にわたって一切の対応を行わないなど、実質的に管理が行われていない状態のままにすることのないようにすること。

(7) 事案終結の判断

人身安全関連事案に係る被害の未然防止・拡大防止を図るためには、限られた警察力をより危険性・切迫性の高い事案の対応に集中させる必要があることから、継続的に対応している事案において、

- ア 一定期間、危険事象の発生がなく、危険性・切迫性がないと認められる事案
- イ 危険性・切迫性が低くなっており、かつ、被害者等が継続的な対応を求めている事案

のいずれかに該当するものは、人身安全PTの指導・助言を受けた上で、警察署長において終結の適否を判断すること。

なお、事件着手や検挙をもって危険性を排除したと安易に判断したり、被害者等に連絡がつかないことや事案が再発生しないことをもって危険性が低いと安易に判断し、被害者等の要望等を確認しないまま終結としないこと。

また、一旦、終結と判断した事案について、再び危険事象が発生する事例もあることから、新たな相談等が寄せられた場合には、過去に終結した事案と併せて俯瞰的に危険性・切迫性を評価し、継続的に判断すること。

(8) 警察本部での対応

警察本部の警察職員が、人身安全関連事案を認知した場合は、関係警察署、人身安全PTに即報し、前記に準じて対応すること。

4 人身安全PTの庶務

人身安全PTに関する庶務は、生活安全部人身安全対策課において行う。

5 その他

旧通達を引用している通達等については、本通達施行日以降は、本通達によることとする。

〔本件担当 ストーカー・DV対策指導係〕
警 電 